

武蔵野美術大学
大学院造形研究科博士後期課程

学修の手引

(学 生 用)

2019 (平成 31) 年度以降 入学者 対象

教 務 チーム

目 次

I. 指導体制	1
1. 指導教員等の定義	
2. 研究領域の定義	
II. 予備論文審査	3
1. 予備論文審査委員	
2. 予備論文審査の申請	
3. 予備論文審査	
III. 博士論文審査及び最終試験	6
1. 博士論文審査委員	
2. 博士論文審査の申請	
3. 博士論文審査	
4. 論文審査の標準的スケジュール	
IV. 博士論文	11
1. 博士論文発表会	
2. 博士論文の公表	
3. 保存用論文の提出	
V. 修了等	12
1. 修了	
2. 単位取得退学	
3. 修了延期	
4. 学位取得のための再入学	
5. 休学	
VI. 学位	13
1. 申請者の資格	
2. 学位の名称	
VII. 研究中間報告会	13
VIII. 博士後期課程研究紀要	14
IX. 博士後期課程研究発表展	14
1. 名称及び対象者	
2. 運営	
3. 会場及び会期	
4. その他	
X. 共用教室	14
XI. 申請様式	15
XII. その他関係する要項、参考資料等	16
XIII. 研究倫理	16
附則	16
様式	18
・「学位申請書」	(博士後期課程 様式1)
・「博士論文概要」	(博士後期課程 様式2)
・「履歴書」	(博士後期課程 様式3)
・「研究業績書」	(博士後期課程 様式4)
・「予備論文審査申請書」	(博士後期課程 様式5)
・「予備論文概要」	(博士後期課程 様式6)
・「学位論文インターネット公開申請書」	(博士後期課程 様式7)
・「単位取得退学願」	(博士後期課程 様式8)
・「学籍延長願」	(博士後期課程 様式9)
・「予備論文審査委員構成案」	(博士後期課程 様式10)
・「予備論文審査判定」	(博士後期課程 様式11)
・「博士論文審査委員構成案」	(博士後期課程 様式12)
・「博士論文審査判定」	(博士後期課程 様式13)
・「副指導教員申請」	(博士後期課程 様式14)
・「特別講師申請書」	(博士後期課程 様式15)
・「博士論文表紙レイアウト図」	(博士後期課程 様式16)
・「博士後期課程共用教室許可申請書」	(博士後期課程 様式17)
・「『武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程研究紀要』の要項」	
・「研究紀要投稿申請書」	(博士後期課程紀要 様式1)

I. 指導体制

1. 指導教員等の定義

武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における指導については、指導教員、副指導教員及び特別講師等によって行う。それぞれの定義については次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指導教員

- ① 指導教員は武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査基準（以下「資格審査基準」という。）に定める博士後期課程授業担当教員資格を有する本学専任教員とし、人数は1名とする。
- ② 指導教員は入学志願者の出願時提出書類の記載に基づき、研究科委員会が入学時に決定する。
- ③ 指導教員は博士後期課程の授業科目を担当して指導を行い、研究科委員会委員となる。
- ④ 学生の在学中に指導教員が定年等で退職する見込みである場合はあらかじめ後任者を決定し、指導計画書にその旨記載する。
- ⑤ 上記④によらずに指導教員が退職することになった場合は、博士後期課程運営委員会（以下「運営委員会」という。）で協議の上確認し、研究科委員会の議を経て後任者を決定する。

(2) 副指導教員

- ① 副指導教員は教育上必要な場合に選任することができる。原則として、資格審査基準に定める博士後期課程授業担当教員資格を有する本学専任教員とし、人数は若干名とする。
- ② 副指導教員は志願者の出願時の申請に基づき、入学後の研究指導計画書において指導教員が申請し、運営委員会で確認し、研究科委員会で決定する。ただし、入学時の研究指導計画書に記載のない教員の申請については、申請の受理について博士後期課程運営委員会委員長（以下「委員長」という。）が適宜判断する。
- ③ 副指導教員は博士後期課程の授業科目を担当して指導を行い、研究科委員会委員となる。
- ④ 副指導教員については委嘱状を発行しない。
- ⑤ 指導教員が、体調不良等の理由により研究指導を継続して行えず、なおかつ別に指導教員を置くことができない場合などに限って、本学非常勤講師、客員教授、名誉教授、大学外の専門家等、本学専任教員以外の者を、副指導教員として委嘱することができる。この場合、指導教員は申請書の他に、履歴書及び教育研究業績書を提出する。任用については運営委員会の確認及び研究科委員会での承認を必要とし、担当コマ数については適宜決定する。指導給は学校法人武蔵野美術大学非常勤講師給与規則により支給する。大学は必要に応じて正式な委嘱状を送付する。

(3) 特別講師

- ① 指導教員が研究指導上、本学専任教員以外による指導が必要と判断し、運営委員会が承認した場合は、特別講師として委嘱することができる。
- ② 指導時間は10コマ以内(本学特別講師A換算)とし、指導教員は事前に申請書(特別講師招聘願)を教務チームを通じて委員長に提出する。大学は必要に応じて正式な委嘱状を送付する。

2. 研究領域の定義

- (1) 研究領域の区分については、原則として入学時に決定した指導教員の所属研究室(専攻・コース)により決定する。
 - ① 作品制作研究領域＝日本画、油絵、版画、彫刻
 - ② 環境形成研究領域＝視覚伝達デザイン、工芸工業デザイン、空間演出デザイン、建築、基礎デザイン学、映像、写真、デザイン情報学
 - ③ 美術理論研究領域＝造形理論・美術史、芸術文化政策
 - ④ 指導教員が上記以外の研究室に所属する場合は、志願者は指導教員と協議の上、出願する研究領域を決定する。
- (2) 原則として、入学時に決定した所属研究領域の変更は認めないが、指導教員からの申し出により特に変更が必要な場合は運営委員会で協議の上確認し、研究科委員会の議を経て決定する。

3. 研究領域ごとの博士論文の定義

- (1) 作品制作研究領域：論文及び作品
- (2) 環境形成研究領域：論文、または論文及び作品、のうちどちらか
- (3) 美術理論研究領域：論文

II. 予備論文審査

博士論文の審査を希望する者は論文審査の6か月以上前までに予備論文審査を受け、合格しなければならない。

1. 予備論文審査委員

- (1) 予備論文の審査委員は主査1名、副査3名以上とする。
- (2) 予備論文の主査は原則として指導教員とする。副査は資格審査基準に定める資格を有する本学専任教員2名以上を含む関連分野の教員3名以上とする。なお学外の専門家を副査とすることもできる。この場合、指導教員は申請書（特別講師招聘願）を教務チームを通じて委員長に提出する。手当は、本学特別講師A換算とし、予備論文審査並びに博士論文審査及び最終試験を合わせて5コマ以内を支給する。交通費は、片道100kmを超える遠距離に居住している場合は各1回、合計2回を原則として実費を支給し、交通費計算の基点は東京駅又は羽田空港として宿泊費は支給しない。片道100km以内に居住している場合は本学特別講師A換算を適用する。
- (3) 指導教員は予備論文審査委員構成案を委員長に提出し、審査委員候補者が本学専任教員以外の場合には、運営委員会は候補者を資格審査基準に照らし、教育研究業績書を基に審査し、研究科委員会に推薦する。各審査委員は研究科委員会の議を経て決定する。

2. 予備論文審査の申請

- (1) 予備論文審査申請の申し出
予備論文の審査を希望する者は指導教員に予備論文審査の申請を申し出る。
- (2) 指導教員による受理可否決定
指導教員は受理の可否について、副指導教員の意見を聴取の上、決定する。
- (3) 受理決定者の提出書類等
受理決定者は、予備論文及び以下に示す書類を教務チームに提出し、学長に予備論文審査を願い出る。作品、制作物の提出にあたっては、事前に教務チームに相談し、指示を受けること。なお、いったん受理した予備論文等は返却しない。
(作品・ポートフォリオは除く)

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ①予備論文審査申請書（大学所定様式5） | 1部 |
| ②履歴書（大学所定様式3） | 1部 |
| ③研究業績書（大学所定様式4） | 1部 |
| ④予備論文 | ・・・・・・5部以上（審査委員数の他に1部） |
| ⑤予備論文概要（大学所定様式6） | ・・・・・・5部以上（審査委員数の他に1部） |
| ⑥公表論文、予備論文と関連する作品のポートフォリオ等 | |

- ・ **作品制作研究領域**
 これまでに発表された展覧会の記録、参考文献及び作品のポートフォリオ又はコピー
 ・ ・ ・ ・ ・ 5部以上（審査委員数の他に1部）
- ・ **環境形成研究領域**
 - イ. 公表論文の抜刷又はコピー（掲載予定の論文はその証明書を添付）
 ・ ・ ・ ・ ・ 5部以上（審査委員数の他に1部）
 - ロ. 予備論文に関連する制作がある場合にはそのポートフォリオ又はコピー
 ・ ・ ・ ・ ・ 5部以上（審査委員数の他に1部）
- ・ **美術理論研究領域**
 公表論文6編以上の目録と抜刷又はコピー ・ ・ ・ 5部以上（審査委員数の他に1部）
 （査読制度を有する学会誌掲載2編以上含む、掲載予定の論文はその証明書を添付）

⑦補足説明資料：特に必要な場合のみ、提出する。

- (4) 記述言語
 予備論文の記述言語は、日本語とする。
- (5) 内容・形式及び提出数等
 予備論文の内容・形式及び提出数等（字数、判型等）については、別表のとおりとする。

3. 予備論文審査

- (1) 予備論文審査委員会の構成
 予備論文審査委員会の構成は指導教員が提出した「予備論文審査委員構成案」に基づき運営委員会が確認し、研究科委員会の議を経て決定する。
 予備論文審査委員会の構成は、以下に掲げる者とする。
 - ① 予備論文の主査及び副査。
 - ② 上記①の他、予備論文審査委員会が認めた本学専任教員等。
 - ③ 審査委員の互選により審査委員長を選出し、審査委員長は会の進行等の取りまとめを行うものとする。なお、会の進行、運営など必要に応じて運営委員会委員が陪席できるものとする。また作品審査を行う場合は、必要に応じて指導教員の属する研究室及び教務チームが補助を行う。
- (2) 予備論文審査委員会の招集
 - ① 指定された期日までに予備論文審査の申請があった場合、委員長は運営委員会において申請内容及び審査委員の確認を行い、研究科委員会の議を経て決定し、学長に届け出る。
 - ② 委員長は当該論文の指導教員と調整の上、予備論文審査会の開催日等を決定し、審査委員に通知し、申請書類一式を配付する。
 - ③ 予備論文審査委員会は、審査委員全員の出席により成立する。
- (3) 予備論文審査基準
 - ① 提出された書類等がすべての規定を満たしていることの確認。特に、公表論文の公表、出版の確認。
 - ② 博士後期課程修了要件単位の修得又は修得見込みの確認。
 - ③ 予備論文が、博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みの有無。

- ④ 予備論文が、各研究領域において独創性があり、その領域の水準の引き上げに資する可能性の有無。
- (4) 合否の判定
- ① 審査の合否判定案については審査委員会委員の全員一致により決定する。
 - ② 審査結果については運営委員会が確認し、研究科委員会の議を経て決定する。
- (5) 審査結果の通知
- 研究科委員会により決定した審査結果は、委員長を通じて本人に通知する。

Ⅲ. 博士論文審査及び最終試験

予備論文審査で博士論文審査を可とされた者は、予備論文審査申請後、原則として1年以内に博士論文の審査を受け、合格しなければならない。なお、博士論文審査委員会では公聴会も開催する。

1. 博士論文審査委員

- (1) 博士論文の審査委員は主査1名、副査3名以上とし、原則として予備論文審査と同じ委員とする。ただし、審査委員の変更が必要な場合は、予備論文審査と同様に、以下の(2)、(3)のとおりとする。
- (2) 博士論文の主査は原則として指導教員とする。副査は資格審査基準に定める資格を有する本学専任教員2名以上を含む関連分野の教員3名以上とする。
なお学外の専門家を副査とすることもできる。この場合、指導教員は申請書(特別講師招聘願)を教務チームを通じて委員長に提出する。手当は、本学特別講師A換算とし、予備論文審査並びに博士論文審査及び最終試験を合わせて5コマ以内を支給する。交通費は、片道100kmを超える遠距離に居住している場合は各1回、合計2回を原則として実費を支給し、交通費計算の基点は東京駅又は羽田空港として宿泊費は支給しない。片道100km以内に居住している場合は本学特別講師A換算を適用する。
- (3) 指導教員は博士論文審査委員構成案を委員長に提出し、審査委員候補者が本学専任教員以外の場合には、運営委員会は候補者を資格審査基準に照らし、教育研究業績書を基に審査し、研究科委員会に推薦する。各審査委員は研究科委員会の議を経て決定する。

2. 博士論文審査の申請

- (1) 博士論文審査申請の申し出
博士論文審査を希望する者は指導教員に学位審査の申請を申し出る。
- (2) 指導教員による受理可否決定
指導教員は受理の可否について、副指導教員の意見を聴取の上、決定する。
- (3) 受理決定者の提出書類等
受理決定者は、博士論文及び以下に示す書類を教務チームに提出し、学長に学位審査を願い出る。作品、制作物の提出にあたっては、事前に教務チームに相談し、指示を受ける。なお、いったん受理した博士論文等は返却しない。(作品・ポートフォリオは除く)

① 学位申請書(大学所定様式1)	1部
② 履歴書(大学所定様式3)	1部
③ 研究業績書(大学所定様式4)	1部
④ 博士論文 5部以上(審査委員数の他に1部)

- ⑤ 論文概要（博士論文内容の要旨）（大学所定様式2）・・・5部以上（審査委員数の他に1部）
- ⑥ ⑤論文概要の電子データ（電子ファイルをメールに添付して送付）
- ⑦ 学位論文インターネット公開申請書（大学所定様式7） 1部
- ⑧ 公表論文、博士論文と関連する作品のポートフォリオ等

・作品制作研究領域

これまでに発表された展覧会の記録、参考文献及び作品のポートフォリオ又はコピー
 ・・・・5部以上（審査委員数の他に1部）

・環境形成研究領域

イ. 公表論文（掲載済みのもの）の抜刷又はコピー・・・5部以上（審査委員数の他に1部）
 ロ. 博士論文に関連する制作がある場合にはそのポートフォリオ又はコピー
 ・・・・5部以上（審査委員数の他に1部）

・美術理論研究領域

公表論文6編以上の目録と抜刷又はコピー・・・5部以上（審査委員数の他に1部）
 （査読制度を有する学会誌掲載2編以上含む、掲載予定の論文はその証明書を添付）

- ⑨ 補足説明資料：特に必要な場合のみ、提出する。

(4) 記述言語

博士論文の記述言語は、日本語とする。

(5) 内容・形式及び提出数等

博士論文の内容・形式及び提出数等（字数、判型等）については、別表のとおりとする。共著の場合には、同意書も提出する。

なお、美術理論研究領域の論文については、題目、要旨、業績を本学ホームページに1ヶ月間公開する。

3. 博士論文審査及び最終試験

(1) 博士論文審査委員会の構成

博士論文審査委員会の構成は、指導教員が提出した「博士論文審査委員構成案」に基づき運営委員会が確認し、研究科委員会の議を経て決定する。

博士論文審査委員会の構成は、以下に掲げる者とする。

- ① 博士論文の主査及び副査。
- ② 上記①の他、博士論文審査委員会が認めた本学専任教員等。
- ③ 審査委員の互選により審査委員長を選出し、審査委員長は会の進行等の取りまとめを行うものとする。
 なお、会の進行、運営など必要に応じて運営委員会委員が陪席できるものとする。

(2) 博士論文審査委員会の招集

① 指定された期日までに博士論文審査の申請があった場合、委員長は運営委員会において申請内容及び審査委員の確認を行い、研究科委員会の議を経て決定し、学長に届け出る。

② 委員長は当該論文の指導教員と調整の上、公聴会、最終試験及び博士論文審査委員会の開催日等を決定し、審査委員に通知し、申請書類一式を配付する。

③ 委員長は、最終試験における作品審査、筆記試験の有無を審査委員に確認する。

④ 博士論文審査委員会は、審査委員全員の出席により成立する。

- (3) 公聴会
- ① 公聴会の内容、開催場所等の詳細については、審査委員が委員長と調整の上決定する。
 - ② 審査対象者が複数の場合でも、原則として同一日に行うものとする。
 - ③ 告示の他、学内外への周知、案内は委員長と調整の上、教務チームが行う。
 - ④ 公聴会は審査委員、博士後期課程運営委員の他、会の進行、運営、作品発表など内容に応じて、指導教員の所属する研究室及び教務チームが準備にあたるものとする。
- (4) 最終試験
- ① 最終試験は、原則として公聴会終了後直ちに行うものとする。なお、最終試験は非公開とする。
 - ② 最終試験は博士論文を中心として、口述（面接）試験により行い、筆記試験を課すこともある。
 - ③ 作品審査又は筆記試験を行う場合は、必要に応じて指導教員の属する研究室及び教務チームが補助を行う。
- (5) 博士論文審査基準
- ① 提出された書類等がすべての規定を満たしていることの確認。特に、公表論文の公表、出版の確認。
 - ② 博士後期課程修了要件単位の修得又は修得見込みの確認。
 - ③ 博士論文が、博士の学位を授与するにふさわしいものであることの確認。
 - ④ 博士論文が、所属する研究領域において独創性があり、その領域の水準の引き上げに資する可能性の確認。
- (6) 合否の判定
- ① 審査の合否判定案（審査結果の要旨、大学所定様式13）については審査委員会委員の全員一致により決定する。なお、すでに提出した博士論文および論文概要（博士論文内容の要旨）と論文の概要の電子データに修正がある場合は、審査結果を確認する運営委員会開催日前までに教務チームに提出し、学長に願い出ること。
 - ② 審査結果については運営委員会が確認し、研究科委員会の議を経て決定する。
- (7) 審査結果の通知
- 研究科委員会により決定した審査結果は、委員長を通じて本人に通知する。

4. 論文審査の標準的スケジュール

年2回審査の場合は以下の日程を6ヶ月遅らせた日程で行う。

- ・ 5月末日 予備論文審査申請書の提出。
予備論文審査委員会の構成案の提出、審査予定日時の連絡。(指導教員より)
- ・ 6月 研究科委員会で予備論文審査委員会の構成案(主査・副査)を承認。
予備論文審査委員会の開催。
- ・ 7月 予備論文審査結果を運営委員会で確認の上、研究科委員会で審議し、決定。
審査結果を委員長より申請者に通知。
- ・ 11月末日 学位申請書の提出。
博士論文審査委員会の構成案の提出、審査予定日時の連絡。(指導教員より)
- ・ 12月 研究科委員会で博士論文審査委員会の構成案(主査・副査)及び
審査日程を承認。
博士論文審査委員会の開催。
- ・ 1月 学位審査結果を運営委員会で確認の上、研究科委員会で審議し、決定。
審査結果を委員長より申請者に通知。

・別表(論文の内容・形式及び字数の目安と提出数)

研究領域名	論文の定義	内容・形式		提出数
作品制作 研究領域	論文 及び 作品	予備論文	論文: 原則として 400 字 × 80 枚 (32000 字)	審査委員数の他に1部
			作品: 研究趣旨に従った作品、 あるいは作品群	
		博士論文	論文: 原則として 400 字 × 80 枚 (32000 字)	製本したものを 審査委員数の他に1部
			作品: 研究趣旨に従った作品、 あるいは作品群	
環境形成 研究領域	論文 及び 作品	予備論文	論文: 原則として 400 字 × 100 枚 (40000 字)	審査委員数の他に1部
			作品: 研究趣旨に従った作品、 あるいは作品群	
		博士論文	論文: 原則として 400 字 × 100 枚 (40000 字)	製本したものを 審査委員数の他に1部
			作品: 研究趣旨に従った作品、 あるいは作品群	
	論文	予備論文	論文: 原則として 400 字 × 200 枚 (80000 字)	審査委員数の他に1部
		博士論文	論文: 原則として 400 字 × 200 枚 (80000 字)	製本したものを 審査委員数の他に1部
美術理論 研究領域	論文	予備論文	論文: 原則として 400 字 × 200 枚 (80000 字)	審査委員数の他に1部
		博士論文	論文: 原則として 400 字 × 200 枚 (80000 字)	製本したものを 審査委員数の他に1部

IV. 博士論文

1. 博士論文発表会

(1) 開催

- ① 当該年度の修了者は、指導教員と相談の上、発表会開催の有無について担当員を通して運営委員会に報告する。開催の場合は日時、会場、内容等を文書にて報告する。
- ② 発表会を開催する場合、運営委員会は日時、会場、内容等の確認を行い、その内容を担当教員を通じて発表者に伝える。

(2) 運営等

- ① 発表会の日時、会場、内容については原則として発表者及び指導教員が相談の上決定する。
- ② 発表会の準備、開催、記録等、その他の運営については指導教員及び指導教員の属する研究室の協力の下、発表者が主体となっていく。
- ③ 発表会の運営について、必要がある場合は運営委員会が協力する。

2. 博士論文の公表

(1) 博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨の公表

学長は学位授与した日から3ヶ月以内に「博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」をインターネットの利用により本学のホームページにて公表する。

(2) 博士論文の公表

博士論文の公表は、本学学位規則に準拠する。博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に博士論文全文を以下に示す通り公表しなければならない。

- ① 大学の協力を得てインターネットの利用により公表する。公表の方法は、本学の機関リポジトリによるものとするが、本学の機関リポジトリが整備されるまでの間は国立国会図書館に電子データを送信し、同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。
- ② 印刷製本した博士論文を本学美術館・図書館に配架し、閲覧に供する。
- ③ 博士論文全文を公表出来ないやむを得ない事由がある場合には、上記①②に代えてその内容を要約(*)したものをインターネットの利用により公表する。公表の方法については①の通りとする。この場合において、学長は、この論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
* 要約とは、論文の課題設定・方法論・実験解析の内容から結論・考察に至るまでの論文の大凡が要約されて書かれているものを指す。
- ④ やむを得ない事由が無くなった場合には、当該博士論文の全文を上記①②の通り公表する。

3. 保存用論文の提出

博士論文の審査を経て、学位を授与された者は、学位授与された日から1年以内に以下に示すものを教務チームに提出する。

- (1) 博士論文全文の電子データ (IV. 2. (2) ③ に該当する者は、要約の電子データも一緒に提出する)。電子データは所定の形式とする。
- (2) 保存用として全文が印刷された論文を2部 (本学美術館・図書館1部、博士後期課程準備室1部)。製本は所定の様式による。

V. 修了等

1. 修了及び学位授与

3年間以上在籍して所定の10単位を修得し、かつ博士論文審査及び最終試験に合格した者は「修了」となり、博士の学位が授与される。

2. 単位取得退学

3年以上在籍して所定の10単位を修得し、博士論文審査に係る申請書を未提出、又は不合格となった場合、「単位取得退学願」を提出した場合は「単位取得退学」となる。その場合、単位取得退学しようとする年度の前年度の後期授業期間終了までに教務チームに「単位取得退学願」を提出しなければならない。

3. 修了延期

(1) 必修・選択必修科目が未修得の場合

3年間で10単位を修得できなかった場合は「修了延期」として、翌年度に未修得科目を履修する。ただし、学費は全額支払いとし、6年を超えて在学することはできない。なお、「修了延期」期間中に所定の単位を修得し、博士論文審査に合格すれば博士の学位が授与され、最終学歴も「修了」となる。

(2) 必修・選択必修科目を修得し、論文が未提出・不合格の場合

3年以上在籍して所定の10単位を修得し、博士論文を未提出又は不合格で、「学籍延長願」を提出した場合、「修了延期」として引き続き在学を認める。その場合、修了延期をしようとする年度の前年度の後期授業期間終了までに教務チームに「学籍延長願」を提出しなければならない。

ただし、学費は全額支払いとし、6年を超えて在学することはできない。

なお、「修了延期」期間中に博士論文審査に合格すれば博士（造形）の学位が授与され、最終学歴も「修了」となる。

また、論文審査申請が5月に行われ、審査及び最終試験に合格した場合は、造形研究科委員会の議を経て9月に学位を授与することがある。この場合の学費は半期分となる。

4. 学位取得のための再入学

本来は、標準修業年限（3年）及び修了延期（最長3年）の期間中に学位を取得すべきであるが、所定の標準修業年限（3年）以上在学して所定の10単位を修得したうえで、やむを得ず学位を取得せずに退学（単位取得退学）した場合、標準修業年限（3年）の末日の翌日から起算して5年以内であれば、再入学し学籍を得た上で、博士予備論文及び博士論文を提出し、学位を申請できる。博士論文審査に合格すれば博士（造形）の学位が授与され、最終学歴も「修了」となる。また、論文審査申請が5月に行われ、審査及び最終試験に合格した場合は、造形研究科委員会の議を経て9月に学位を授与することがある。この場合の学費は半期分となる。ただし、再入学は原則として1度限りとする。

再入学に際しては、書類審査及び面接を実施することとし、指導教員承認のもと、造形研究科委員会において可否を審議する。再入学後の学費は全額支払い（入学金は免除、奨

励奨学金は適用外)とし、修業年限は1年、以降論文指導を継続する場合は在籍継続の扱いとする。

標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年目の5月末日が予備論文を提出できる最終期限となり、同様に5年目の11月末日が博士論文提出の期限となる。

なお、博士予備論文及び博士論文の提出のための再入学であるため、原則としてアトリエは使用できない。ただし、博士後期課程準備室は使用できる。

本「再入学」の制度は、平成31年度以降の入学者に適用し、平成31年3月31日現在において本学造形研究科博士後期課程の学生である者については、従前の規定による。ただし、平成30年度以前の教育課程が適用される外国人留学生が、再度論文指導を希望し、「留学」の在留資格取得のために学籍を得ることを希望した場合は、本制度を準用する。

5. 休学

休学は、在学年限内を通算して3回を限度とする。この場合の在学年限とは、修了延期の期間を含むものとし、休学の期間は在学年限に含めない。

また、再入学後の休学については新たに3回を限度とするが、標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年目の5月末日が予備論文を提出できる最終期限となり、同様に5年目の11月末日が博士論文提出の期限となる。

VI. 学位

1. 申請者の資格

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し、本学大学院の定めるところにより、所要の研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、「博士(造形)」の学位が授与される。
- (2) 博士論文を未提出、又は不合格の者のうち、博士後期課程に3年以上在学し、かつ、必要な指導を受けた者で、「単位取得退学願」を3年次の後期授業期間終了までに提出した場合は、標準修業年限(3年)の末日の翌日から起算して5年以内に限り、再入学したうえで、予備論文審査及び博士論文審査を申請し、審査を受けることができる。

2. 学位の名称

学位は「博士(造形)」であり、学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるとき、「武蔵野美術大学」と付記しなければならない。

VII. 研究中間報告会

1. 研究(制作)の経過を公表し、交流することを目的に、運営委員会主催により中間報告会を開催する。
2. 開催は年3回(6月、10月、12月)とし、日時、場所等は運営委員会において決定する。

3. 参加希望者は決められた期日までに、指導教員と協議の上、指導教員を通して運営委員会に申し出る。ただし、1回の参加希望者が多数となった場合は、運営委員会での協議により参加者数を制限することがある。
4. 研究（制作）の評価あるいは講評を目的とする発表はこれとは別とする。
5. この報告会は公開制とする。

VIII. 博士後期課程研究紀要

博士後期課程研究紀要の詳細については、別に定める「武蔵野美術大学大学院 博士後期課程研究紀要の要項」のとおりとする。

なお、博士論文（予備論文を含む）と同一テーマ、内容の場合、論文審査申請中（予備論文を含む）および予備論文審査合格後、博士論文提出までの期間は紀要の投稿申請は受け付けられないものとする。

IX. 博士後期課程研究発表展

1. 名称及び対象者

- (1) 名称は「博士後期課程研究発表展」とする。
- (2) 展示対象者は「修了者」及び「単位取得退学者」とする。

2. 運営

- (1) 主催は運営委員会とする。
- (2) 準備等は指導教員及び指導教員の所属する研究室の協力の下、展示者が主体となっていく。

3. 会場及び会期

- (1) 会場は運営委員会での協議の上、決定する。
- (2) 会期は3月又は4月を基本とし、運営委員会での協議の上、決定する。

4. その他

- (1) 運営にかかわる予算は教務チームが計上する。
- (2) 1名の学生が展示できる回数は1回のみとする。

X. 共用教室

大学院博士後期課程の共用教室はアトリエ2号館503、512、準備室2号館513、演習室9号館830、816とする。それぞれの使用については、以下のとおりとする。ただし再入学者の使用は原則認めない。

1. アトリエの使用について

(1) 2号館 503

503 共用アトリエは作品制作研究領域のうち、油絵、彫刻を研究領域とする学生を中心に配当する。同室は全体を 8 分割し、それぞれ 1 ブースを専用アトリエとして配当することを基本とするが、配当状況により油絵の学生には最大 1.5 ブースまでの使用を 1 年に限り認めることがある。

(2) 2号館 512

512 共用アトリエは作品制作研究領域のうち、日本画、版画を研究領域とする学生を中心に配当する。同室は全体を 4 分割し、それぞれ 1 ブースを専用アトリエとして配当することを基本とするが、配当状況により日本画の学生には最大 1.5 ブースまでの使用を 1 年に限り認めることがある。なお、版画を研究領域とする学生については 2 名までは 2 号館 511 を使用し、受け入れ人数が 2 名を超える場合に配当する。

(3) アトリエは絵画制作、エスキース、ドローイング、マケット等の制作専用アトリエとし、彫刻、版画制作等の実制作はそれぞれの工房を使用する。また、空きスペースは作品等を置く倉庫としては使用しない。

2. 準備室(2号館 513)の使用について

準備室(2号館 513)は全研究領域の学生用として、22 席を確保する。その他、全研究領域共用の打合せ、研究用スペースを設ける。

3. 演習室(9号館 830、816)の使用について

演習室(9号館 830、816)は全研究領域共用の打合せ、研究用スペースとする。

4. アトリエ等の開錠について

2号館 503、512 のアトリエについては、守衛室により開錠を行う。2号館 513、9号館 830 については、学生証で開錠を行う。利用時間は午前 9 時から午後 10 時とする。

5. その他

環境形成研究領域、美術理論研究領域の学生については、受け入れ研究室の施設を利用することを前提とするが、作品を制作することが必要であると指導教員が判断し、スペースに空きがある場合に限り、申請により年度単位でアトリエの使用を認めることがある。なお、各アトリエの部屋割りについては、運営委員会にて決定する。使用にあたっては別に定める使用上の注意等に従うものとする。

XI. 申請様式

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・「学位申請書」 | (博士後期課程 様式 1) |
| ・「博士論文概要」 | (博士後期課程 様式 2) |
| ・「履歴書」 | (博士後期課程 様式 3) |
| ・「研究業績書」 | (博士後期課程 様式 4) |
| ・「予備論文審査申請書」 | (博士後期課程 様式 5) |
| ・「予備論文概要」 | (博士後期課程 様式 6) |
| ・「学位論文インターネット公開申請書」 | (博士後期課程 様式 7) |
| ・「単位取得退学願」 | (博士後期課程 様式 8) |
| ・「学籍延長願」 | (博士後期課程 様式 9) |

- ・「予備論文審査委員会の構成案」 (博士後期課程 様式 10)
- ・「予備論文審査判定 (案)」 (博士後期課程 様式 11)
- ・「博士論文審査委員会の構成案」 (博士後期課程 様式 12)
- ・「博士論文審査判定」 (博士後期課程 様式 13)
- ・「副指導教員申請」 (博士後期課程 様式 14)
- ・「特別講師申請書」 (博士後期課程 様式 15)
- ・「博士論文表紙レイアウト図」 (博士後期課程 様式 16)
- ・「博士後期課程共用教室許可申請書」 (博士後期課程 様式 17)

X II. その他関係する資料等

- ・「『武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程研究紀要』の要項」
- ・「研究紀要投稿申請書」 (博士後期課程紀要 様式 1)

X III. 研究倫理

博士課程における研究の遂行に当たっては、調査対象等の相手方の同意・協力を必要とする研究 (アンケート・インタビュー・映像等による行動調査など)、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究などの場合、倫理や法令の遵守に基づき、必要な手続き等の対策や措置を講じること。

附 則

1. この手引を改訂する場合は運営委員会にて確認の上、必要に応じて研究科委員会の議を経て、決定するものとする。
2. この手引により「予備論文審査手順」、「博士論文審査手順」、「博士後期課程 学位・博士申請の手引」、「共用教室使用内規」は廃止する。
3. 学生への資料としては、「I. 指導体制」のうち、金額の部分削除したものを使用することとする。

附 則

この手引は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この手引は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この手引は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この手引は平成 23 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この手引は平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この手引は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引は平成24年7月12日から施行する。

附 則
この手引は平成25年4月1日から施行する。

附 則
この手引は平成26年11月13日から施行する。

附 則
この手引は平成27年4月1日から施行する。

附 則
この手引は平成27年11月12日から施行する。

附 則
この手引は平成28年4月1日から施行する。

附 則
この手引は平成31年4月1日から施行する。

附 則
この手引は、令和2年4月1日から施行する。

受付番号	—
------	---

学位申請書

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形研究科 博士後期課程 造形芸術専攻
研究領域

学籍番号

氏 名

印

武蔵野美術大学学位規則により、下記のとおり関係書類を添え学位を申請します。

記

- 1 学位申請書 1部(様式1)
- 2 博士論文(製本) ___部 (審査委員の他に1部)(A4版)
- 3 論文概要 ___部 (審査委員の他に1部)(様式2)
- 4 公表論文、博士論文と関連する作品のポートフォリオ等 ___部 (審査委員の他に1部)
- 5 学位論文インターネット公開申請書 1部(様式7)
- 6 履歴書 1部(様式3)
- 7 研究業績書 1部(様式4)
- 8 補足説明資料(特に必要な場合のみ) ___部 (審査委員の他に1部)

論文題目 (和文)	
論文題目 (英文)	

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長

博士論文概要

(1 /)

領域		氏名	
学籍番号			

論文題目 (和文)	
論文題目 (英文)	

概要(要旨) (和文 2000 字および英文 700 語程度)

(/)

履 歴 書

武蔵野美術大学

受付番号	(予・本)ー	研究領域	
ふりがな 氏 名	印		
生年月日	昭和 平成	年	月 日生
現住所	〒 ー		
学歴(高等学校卒業又は 大学入学資格取得以降の 学歴及び取得学位を記載 してください)			
職歴			

研究業績書

武蔵野美術大学

受付番号	(予・本)ー	氏名	
<p>論文等題名、刊行物の名称、巻、号、発行所、発行年月について明記すること。</p>			

備考(1)印刷公表の方法及び時期については、公表予定の場合も記入すること。

(2)論文等の題名が外国語の場合、和訳を()で付記すること。

受付番号	—
------	---

予備論文審査申請書

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形研究科 博士後期課程 造形芸術専攻
研究領域

学籍番号

氏 名 印

本学学位・博士申請規定により、下記のとおり関係書類を添え予備論文の審査を申請します。

記

- 1 予備論文審査申請書 1部(様式5)
- 2 予備論文(製本) ___部 (審査委員数の他に1部)(A4版)
- 3 予備論文概要 ___部 (審査委員数の他に1部)(様式6)
- 4 公表論文、予備論文と関係する作品のポートフォリオ又はコピー ___部 (審査委員数の他に1部)
- 5 履歴書 1部 (様式3)
- 6 研究業績書 1部 (様式4)
- 7 補足説明資料(特に必要な場合のみ) ___部 (審査委員数の他に1部)

論文題名	

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長

予備論文概要

(1 /)

領域		氏名	
学籍番号			

論文題目	
------	--

概要(要旨) (和文800字程度)

学位論文インターネット公開申請書

年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

造形研究科 博士後期課程 造形芸術専攻
研究領域

学籍番号

氏 名

印

武蔵野美術大学学位規則により、学位申請論文(全文)について、学位を取得した際には、インターネット上での公開について、以下の通り登録申請します。

記

論文題目 (和文)	
論文題目 (英文)	
私が執筆した学位申請論文について、武蔵野美術大学の協力を得て、論文全文をインターネットの利用により公開をするにあたり下記の「インターネット公開する際に関係する著作権について」を確認し、同意しました。 申請者確認(自著) 氏名 _____	
公開内容	<input type="checkbox"/> 論文の全文 <input type="checkbox"/> 論文の要約のみ 理由 <input type="checkbox"/> 著作権や個人情報に係る制約がある <input type="checkbox"/> 出版刊行の予定がある <input type="checkbox"/> 学術ジャーナルへの掲載予定がある <input type="checkbox"/> その他(理由を下記に記入) _____
公開時期	<input type="checkbox"/> 学位授与日以降(即時) <input type="checkbox"/> 年 月 日以降に公開可能(学位授与日から一年以内の日付を記入)

上記の申請を認めます。

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長

「インターネット公開する際に関係する著作権について」

この手続きは、学位論文の著作権を大学に譲渡するものではありません。また、著作物を改変することはありません。(保存のための電子ファイル形式を変換することはあります。)インターネット公開にあたり、学術リポジトリ(国立国会国会図書館)登録時に、サーバー上に電子ファイルを保存するため、データを複製します(複製権)。学術リポジトリに登録された学位論文電子ファイルは、インターネットを通じて不特定多数に送信可能な状態になります(公衆送信権)。学術リポジトリの利用者は、著作権法の範囲内でその学位論文が利用可能となります(私的利用の為の複製等)。注意点として、学位論文に学術雑誌等に投稿済みの論文が含まれる場合は、この書類を提出する際に、出版社等に対する転載手続きを完了しておいてください。図版等を引用・転載している場合も、必要に応じた掲載許諾等の手続きを完了しておいてください。

受付番号

—

単位取得退学願

年 月 日

武蔵野美術大学

学長 殿

造形研究科 博士後期課程 造形芸術専攻

研究領域

学籍番号

氏 名

印

私は、造形研究科博士後期課程の所定の単位を取得し、規定の在学年数を満たしましたので、単位取得退学を願い出ます。

指導教員 氏名

印

(決 裁)

委員長	学生支援 グループ長	教務チーム リーダー	教務チーム 学籍担当	博士課程準備室 担当者

受付番号

—

学籍延長願

年 月 日

武蔵野美術大学

学長 殿

造形研究科 博士後期課程 造形芸術専攻

研究領域

学籍番号

氏 名

印

私は、この度下記の理由により、 年 4月 1日から 年 月 日まで
造形研究科 博士後期課程を学籍延長いたしたく願います。

学籍延長理由

--

※次年度の制作場所等について(指導教員・主任教授記入欄)

指導教員(研究室名・氏名)	印
指導教員所属研究室主任教授	印

(決 裁)

委員長	学生支援 グループ長	教務チーム リーダー	教務チーム 学籍担当	博士課程準備室 担当者

博士後期課程 予備論文審査委員構成案

博士後期課程運営委員会

委員長 殿

指導教員

学 生 氏 名	研 究 領 域

論 文 題 目

主査

副査

(推薦理由)

副査

(推薦理由)

副査

(推薦理由)

副査

(推薦理由)

以上 名

年 月 日

年度 博士後期課程 博士予備論文審査 判定 (案)

学 生 氏 名	研 究 領 域	判 定
		合 ・ 否

論 文 題 目

主査	氏名	印
----	----	---

副査	氏名	印
----	----	---

副査	氏名	印
----	----	---

副査	氏名	印
----	----	---

副査	氏名	印
----	----	---

講 評 概 要 (記載欄不足の場合は別紙を添付のこと)

博士後期課程 博士論文審査委員構成案

博士後期課程運営委員会

委員長 殿

指導教員

学 生 氏 名	研 究 領 域

論 文 題 目

主査

副査

(推薦理由)

副査

(推薦理由)

副査

(推薦理由)

副査

(推薦理由)

以上 名

年度 博士後期課程 博士論文審査 判定 (案)

学 生 氏 名	研 究 領 域	判 定
		合 ・ 否

論 文 題 目
(和文)
(英文)

主査	氏名		印
----	----	--	---

副査	氏名		印
----	----	--	---

副査	氏名		印
----	----	--	---

副査	氏名		印
----	----	--	---

副査	氏名		印
----	----	--	---

◎ 講評概要(審査結果の要旨)は、2000～2500字とし、別紙で添付のこ

(博士後期課程 様式 14)

年 月 日

武蔵野美術大学 学長 殿

氏名

印

年度博士後期課程 副指導教員申請について

標記の件について下記のとおり申請致します。

副指導教員名： (研究室)

指導期間：

学生名： (年生・ 領域)

申請理由：

以上

武蔵野美術大学 学長 殿
(-)

.....指導教員.....印

年度 特別講師 申請書

下記のとおり、特別講師として指導をお願いしたく申請申し上げます。

特別講師
フリガナ
氏 名

授 業 科 目 名(○を付けてください)	作品制作研究Ⅰ・環境形成研究Ⅰ・美術理論研究Ⅰ / 作品制作研究Ⅱ・環境形成研究Ⅱ・美術理論研究Ⅱ / 総合研究Ⅰ・総合研究Ⅱ / 博士論文審査 / 博士予備論文審査				
学 生 氏 名	造形芸術専攻 年				
指 導 日 時	日 付	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
	実技・実習	午前 午後	午前 午後	午前 午後	午前 午後
	講義・演習	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
※該当する時限、または午前・午後に、○をつけること。	日 付	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
	実技・実習	午前 午後	午前 午後	午前 午後	午前 午後
	講義・演習	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
招 聘 理 由 (指導内容等)					

略歴

生 年 月 日	年 月 日生 (才) 男・女
最 終 学 歴	年 月
現 職	
現 住 所	〒 Tel () -

指導給等振込先

銀行	支店	フリガナ
		口座名義
普・当	口座番号	

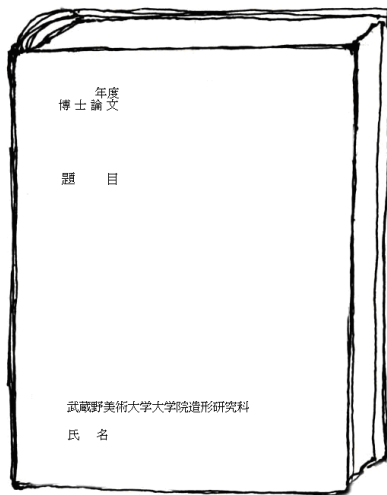
※振込先—お間違いのないようご確認のうえ、ご記入願います。

委員長	学生支援グループ長	教務チームリーダー	担 当

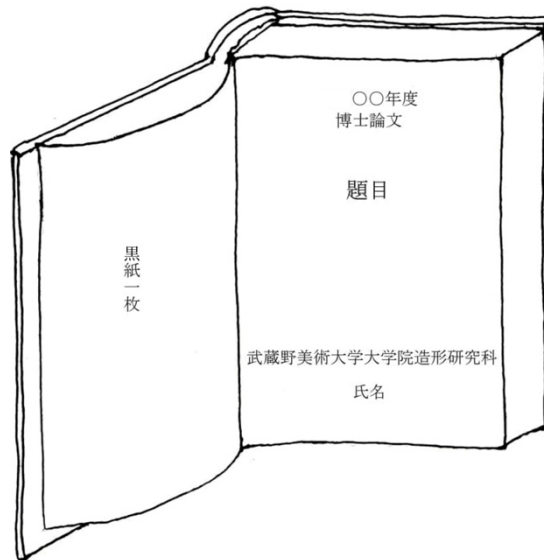
【博士論文表紙レイアウト図】

- ① A4版の仕上がりとする。
- ② ハードカバーに銀字刻印とすること。
- ③ 横書きの場合は、左とじにすること。
- ④ 縦書きの場合は、右とじにすること。
- ⑤ ワープロの場合は、とじ側に製本できるように余白を設けること。
- ⑥ 順序：1. 表紙 2. 見返紙（黒紙） 3. 論文題目 4. 目次 5. 本文 6. 見返紙（黒紙） 7. 裏表紙
- ⑦ レイアウトは以下の図のようにすること。なお、背表紙には学位修得年度と題目、氏名を記載すること。

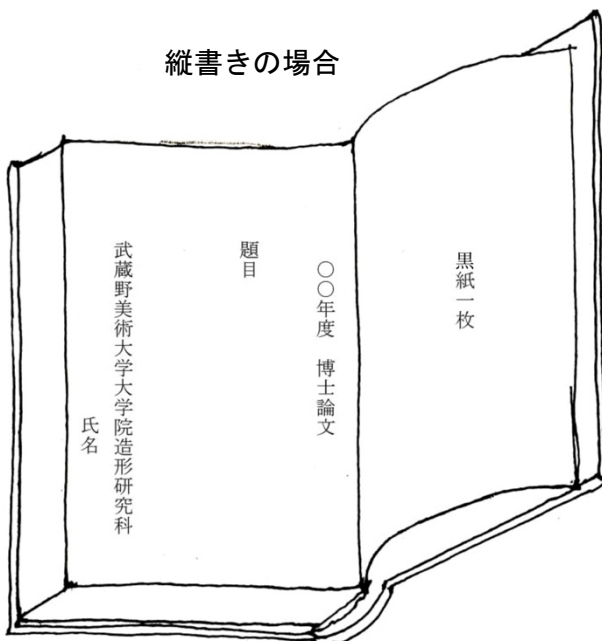
表紙



横書きの場合



縦書きの場合



博士後期課程共用教室使用許可申請書

武蔵野美術大学 学長 殿

博士後期課程共用教室の使用について、以下のとおり申請いたします。なお、使用にあたっては諸規則を遵守いたします。

申請年月日	年 月 日
所 属	大学院造形研究科博士後期課程造形芸術専攻 _____ 研究領域 _____ 年
氏 名	
使用期間	年 月 日から 月 日まで (午前 9時から 午後10時まで) ※ 休日等の使用にあたっては別途、「施設使用許可願」を提出する。(年末年始及び入構禁止期間は使用不可)
使用場所	
申請理由	
指導教員	_____ 印
備考	

委員長	学生支援グループ長	教務チームリーダー	担当

『武蔵野美術大学大学院博士後期課程 研究紀要』の要項

一 趣旨

『武蔵野美術大学大学院博士後期課程研究紀要』は、2004(平成16)年4月に開設された本学大学院博士後期課程における研究成果を掲載発表するためのメディアである。この紀要により、本学博士後期課程における教育研究の成果が公表され、造形芸術研究の発展に寄与することをめざしている。

この紀要は、武蔵野美術大学大学院博士後期課程に在学する学生及び運営委員会が認めた者が執筆し、武蔵野美術大学大学院博士後期課程運営委員会が編集して、年1回刊行する。掲載する記事は、下記のとおりである。

- (1) 研究論文 調査研究の成果をまとめた学術論文
- (2) 研究・制作ノート 研究および制作についての報告
- (3) 研究報告 学内外で行った活動の報告記録(学会発表、展示、受賞など)
- (4) 博士論文要旨
- (5) 本学及び博士後期課程に関する記事

二 投稿について

1 投稿資格

次のいずれかに該当する者が、予め定められた投稿手続きを行い、博士後期課程運営委員会が適当と認めた場合に掲載する。

- (1) 刊行年度において博士後期課程に在学する者
 - (2) 刊行年度に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学してから5年以内の者
 - (3) その他博士後期課程運営委員会が認めた者
- なお、研究論文等において共同執筆の場合は、(1)又は(2)の者が代表執筆者である場合に限る。

2 掲載記事の区分

次のとおり掲載論文は区分する。

- (1) 研究論文
 - ・研究論文の内容は、調査研究に基づいた論文で、独創性があり学術的に価値のある内容を含んでいることを条件とする。
 - ・タイトルは二行(本題、副題)までとして、英文タイトルを付ける。
 - ・本文(日本語)は原則として6,000~20,000字(400字詰め原稿用紙15~50

枚相当) とする。

- ・要旨は日本語 200～400 字 (400 字詰め原稿用紙 1 枚相当)、英文 50～100 ワードとする。
- ・掲載図版は 10 点以内とする。10 点を越える図版又はカラー図版は、博士後期課程運営委員会が必要と認めた場合にのみ、掲載者の自己負担で行う。
- ・上記条件を満たさない場合は、本学研究紀要・研究論文執筆要領で定める範囲において掲載の可否を、博士後期課程運営委員会にて検討する。

(2) 研究・制作ノート

- ・研究・制作ノートは自己の行う研究および制作についての報告で、資料調査や検証がやや不十分であっても、学術的又は資料的に公表する価値のある内容を含んでいることを条件とする。
- ・タイトルは二行 (本題、副題) までとして、英文タイトルを付ける。
- ・本文 (日本語) は原則として 4,000～10,000 字 (400 字詰め原稿用紙 10～25 枚相当) とする。
- ・掲載図版は 10 点以内とする。10 点を越える図版又はカラー図版は、博士後期課程運営委員会が必要と認めた場合にのみ、掲載者の自己負担で行う。
- ・上記条件を満たさない場合は、本学研究紀要・研究論文執筆要領で定める範囲において掲載の可否を、博士後期課程運営委員会にて検討する。

(3) 研究報告

- ・研究報告は、原則として博士後期課程に 2 年以上在学する者が提出するものとし、学内外で行った活動 (学会発表、展示、受賞など) を主な内容とし、2,000～6,000 字 (400 字詰め原稿用紙 5～15 枚相当) に限って掲載する。

(4) 博士論文要旨

- ・博士論文審査にあたって提出したものを、博士号の授与が決定したのちに掲載する。

(5) 本学及び博士後期課程に関する記事

3 投稿手続き

(1) 投稿の申請

- ・毎年 6 月末日までに「投稿申請書」、原稿のプリント、デジタルデータを揃えて教務チーム (窓口は博士後期課程事務担当) を通じて博士後期課程運営委員会委員長 (以下「委員長」という。) に提出する。
- ・「投稿申請書」には、掲載論文の区分、タイトル、字数 (相当枚数)、などを記載して、指導教員の署名と許可印を受けること。
- ・博士後期課程運営委員会は、毎年 10 月末日までに掲載の可否を投稿者に通知する。
- ・投稿された原稿などは、原則として返却しない。

(2) 投稿原稿の形態

- ・提出原稿は投稿段階において完成している原稿とする。
- ・提出原稿は未発表のものとし、他のメディアと重複した投稿は認めない。

(3) 投稿原稿の形式

- ・論文は常用漢字、新仮名遣いを原則とする。
- ・本文はA4用紙に40字詰め40行でプリントしたものとテキストファイルを提出する。
- ・図版はデジタルデータとプリントを提出する。図版は印刷に使用できるものとする。
- ・ふりがな、本文の注番号、図版の説明はプリントしたものに明記する。

(4) 校正など

- ・図版の位置などレイアウトは提出段階に要望を出すことができるが、指定することはできない。
- ・本文文字及び図版の校正は1回のみとする。

(5) 掲載原稿に関する権利及び義務

- ・掲載図版及び共同著作者等の権利関係などに著作権法等に関する手続きがある場合は、投稿者の責任において処理が終了していなければならない。
- ・委員長が必要と判断したときは、大学は『研究紀要』の増刷又はインターネット上の公開を行うことができる。
- ・掲載された著作物を投稿者が転載などを行う場合は、あらかじめ委員長に申し出て行うことができる。ただし、転載された著作物1部を学校法人武蔵野美術大学に寄贈しなければならない。

三 編集について

1 掲載記事の位置づけについて

「武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程 運営の手引」の規定する「公表論文」及び「査読制度を有する学会誌」について次の通り位置づける。

- ・「研究論文」は、「公表論文」として扱い、1回に限り「査読制度を有する学会誌」の掲載論文とみなす。
- ・「研究・制作ノート」は、「公表論文」として扱う。
- ・「研究報告」は、「公表論文」として扱わない。

2 博士後期課程運営委員会の議事

研究紀要について下記のと通りの検討を編集委員会として行う。

第1回編集委員会

- ・6月末日までに提出された投稿原稿に基づいて、7月末日までに、開催する。

- ・総ページ数などを検討し、総ページ数から掲載の上限を定めなければならないときは、その方針を定める。
- ・「研究論文」、「研究・制作ノート」は、指導教員を除く、博士後期課程運営委員を含む3名以上の教員の査読担当を決める。
- ・査読担当は、A4用紙1枚程度の査読結果を作成する。
- ・「研究報告」は、査読を行わないが、委員長の指名する博士後期課程運営委員が下読みを行う。

第2回編集委員会

- ・9月15日までに提出された査読結果等に基づいて、9月末日までに開催する。
- ・採用の可否を採決する場合は、委員長を除く専任教員たる委員の多数決により、可否同数の場合は委員長が決する。
- ・掲載数の上限数を定めた場合は、委員長を除く専任教員たる委員の上限数を票数とする投票の上位により、同数の場合は委員長が決する。ただし、同一論文への複数投票は無効とする。

第3回編集委員会

- ・掲載にあたって指導又は確認が必要な場合は、第3回編集委員会を開催する。

3 刊行部数等

- ・刊行は毎年1月末とする。
- ・「研究論文」「研究・制作ノート」の執筆者には10部、それ以外の執筆者には3部を寄贈する。
- ・執筆者以外の博士後期課程生には1部ずつ配布する。
- ・抜刷は、執筆者の希望により本人の負担において作成する。
- ・配付（500部）は下記のとおりとする。

国立国会図書館、大学（美術大学、美術関係学科を有する大学、その他）、海外の大学（協定校その他）、国内の美術館・博物館など	200部
本学専任教員、役員・評議員、名誉教授、博士後期課程学生、その他業務用	250部
保存及び希望者への配付その他	50部

附則 この要項は平成20年3月7日から施行する。

附則 この要項は平成21年4月1日から施行する。

附則 この要項は平成21年11月12日から施行する。

附則 この要項は平成22年6月3日から施行する。

附則 この要項は平成22年7月5日から施行する。

附則 この要項は平成28年4月1日から施行する。

附則 この要項は西暦2019年7月4日から施行する。

受付番号

—

研究紀要投稿申請書

年 月 日

博士後期課程運営委員会委員長 殿

造形研究科 博士後期課程 造形芸術専攻

研究領域

学籍番号

氏 名

印

武蔵野美術大学大学院博士後期課程研究紀要投稿規程により、下記のとおり関係書類を添え申請します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 投稿申請書 | 1部(様式1) |
| 2 原稿のプリント | 4部(A4版) |
| 3 デジタルデータ | 1部 |

区 分	1. 研究論文	2. 研究・制作ノート	3. 研究報告	4. その他
タイトル				
字数等				

指導教員	印
------	---

委員長	学生支援グループ長